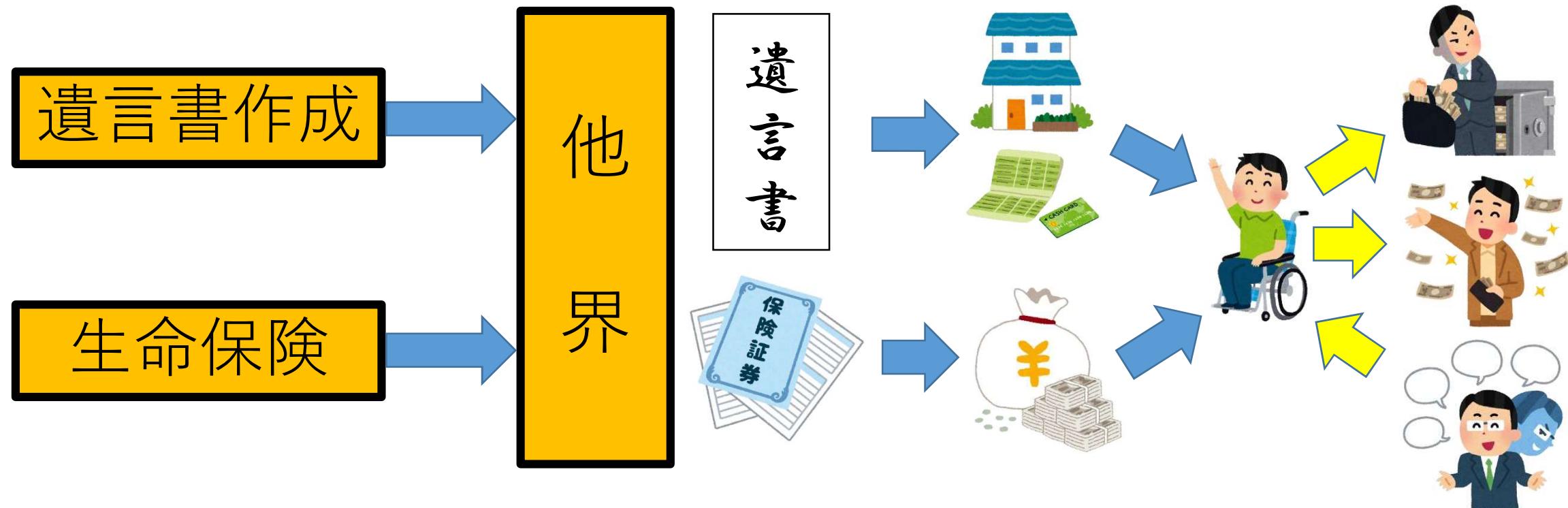


信頼できる家族に財産を託す

～家族信託という選択肢～

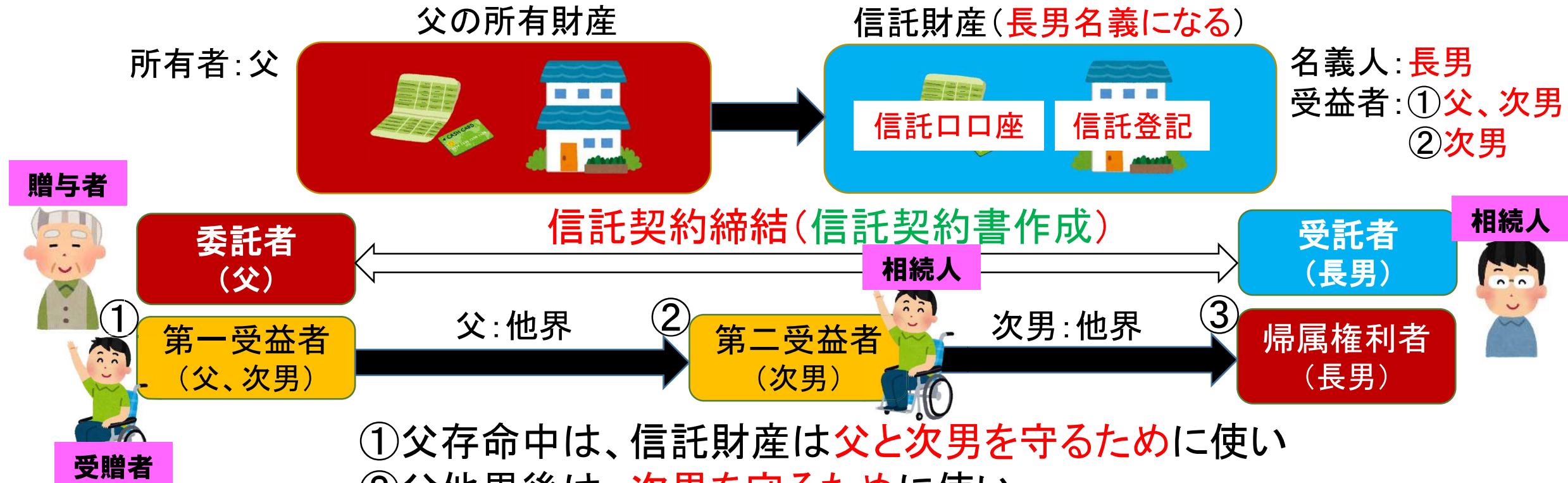
**親なき後に気になる子供に
財産を引き継ぐには**

障害ある子どもに財産を残すと…



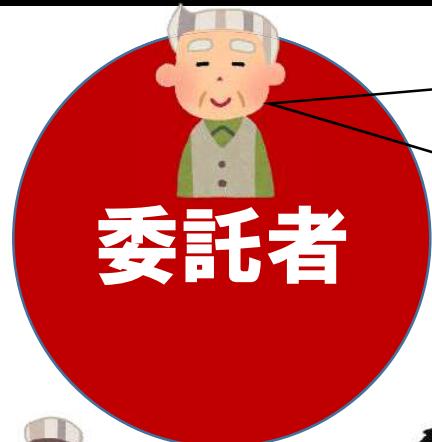
- 遺言の場合、「**負担付き遺贈**」と言って、障害ある子どもの世話をする条件で別の相続人に相続させたりしますが、**私的消費や着服してしまうことも**
- 遺言にしろ生命保険にしろ、多額のお金を受け取った子どもは、自分で**財産を管理する能力がない**または**浪費してしまったり、詐欺にあうことも**

親なき後対策としての家族信託の利用例



- ✓ 次男はまだ若く信託期間が長くなるため、受託者の後継者も決めておきます
- ✓ 第一受益者に父を加えることで、父が認知症になった場合にも、備えられます
- ✓ この仕組を子なき後対策として、病身の子供が高齢の親を守ることもできます

受益者代理人、信託監督人をつけておくと



委託者

受託者の息子を信頼しているが、わしの認知症が進行して、こいつが魔が差したらどうなるんだろう？

【姪】



受益者
代理人



受益者



受託者

【甥】

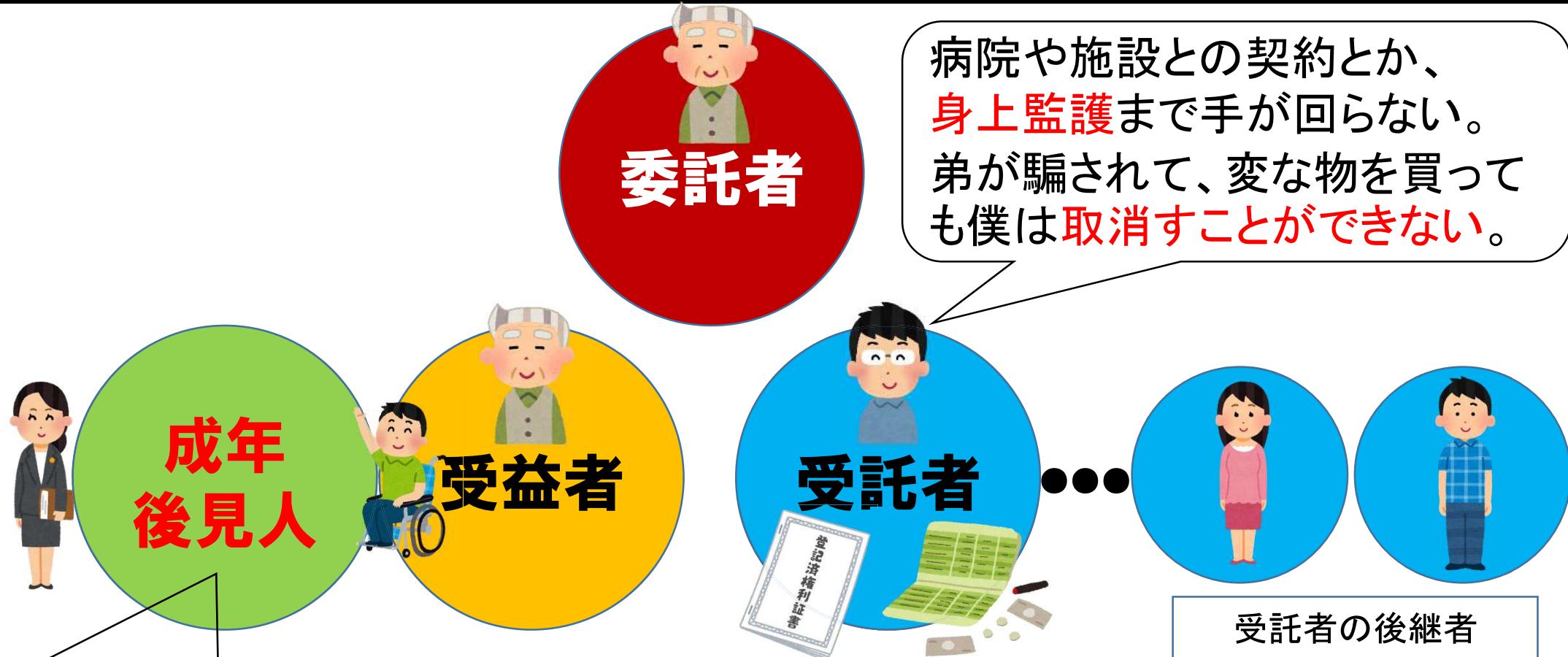


信託
監督人

受益者と同じ立場で、受託者にお金の払出や支払いを指示します。士業等の専門家も就任できます。

受託者の業務の監督、指導をします。士業等の専門家も就任できます。

成年後見人を選任しておくと



身上監護に必要なお金をお兄様
から預かり弟様の世話をします。
詐欺にあっても私が取消します。